神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に 基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 3月27日

神河町長 山 名 宗 悟

記

- 1.協議の場を設けた区域の範囲 神河町 中村地区 当初(平成27年1月)
- 協議の結果を取りまとめた年月日
 平成27年1月27日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - ◆経営体数 法 人 1経営体 個 人 0経営体 集落営農 0組織
- 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
 - ◆担い手は十分確保されている。
- 5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・農地中間管理事業対象地域の農地所有者は、原則として機構に貸し付ける。
 - ・農地中間管理事業対象地域で農業をリタイヤ・経営転換する人は原則として 機構に貸し付ける。
- 6. 地域農業の将来のあり方

農地の有効活用を図り耕作放棄地の発生を防止するため、離農者は地域の担い 手への農地集積を検討し、地域の担い手と、それ以外の農業者が連携して地域の 農業・農地を守っていくための連携のあり方を模索していく。